

## 東御市公共施設等総合管理計画の見直しについて

総務部総務課契約財産係

### 1 背景

公共施設等の実態を把握し、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を行うため、市では平成 29 年 3 月に「東御市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、総務省から計画の見直しについての方針が出され、令和 3 年度中に本計画（以下「本計画」という。）の見直しが必要になりました。

### 2 既存計画の概要

#### (1) 目的

公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことによる財政負担の軽減平準化など

#### (2) 本計画の位置づけ

国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画

#### (3) 対象範囲

本市が保有する公共施設、インフラ資産（道路・橋梁・上下水道・農道・林道）

※ 土地・動産・金融資産は含まない。

#### (4) 平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間

### 3 見直しについて

#### (1) 今回見直しの考え方

本計画を策定してまだ 5 年経過していないことから、原則として、国の新たな指針に対応するための見直しを中心に行うとともに、基礎数値の更新や本市の取組み状況を踏まえた表記の時点修正を行います。

#### (2) 国が示した見直し内容

基本的事項（計画期間・施設保有量現状や課題に関する基本認識など）、維持管理・更新等に係る経費、公共施設等の管理に関する基本的な考え方、保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

### 4 計画見直しの概要スケジュール

年月	内容
令和 3 年 9 月～10 月	9 月補正予算議決後、計画改訂業務を外部委託
～11 月	見直し内容整理、調査など
11 月～12 月	計画素案作成・まちづくり審議会へ諮問
令和 4 年 1 月～2 月	計画案作成・パブリックコメント実施・まちづくり審議会から答申（予定）
3 月	計画改訂公表